

平成

23

年度

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

実施要領

1

趣 旨

全国 23 万人の民生委員・児童委員は、全国民生委員児童委員連合会が提唱している民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言による安全で安心な福祉のまちづくりをめざして、多くの関係機関・団体等と連携したり、さまざまな取り組みを推進しています。

こうした活動をしていくためには、民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくことが大切です。

この「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」を機会に、さまざまな PR 活動等を展開していくことで、より多くの人々に民生委員・児童委員の活動を知っていただき、今後の民生委員・児童委員活動に繋げていきましょう。

2

キャッチフレーズ

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

3

実施期間

平成 23 年 5 月 12 日 (木) ～ 5 月 18 日 (水)

※民生委員・児童委員の日は 5 月 12 日です^(注1)。上記期間内に民生委員・児童委員活動を周知するための活動に取り組みましょう。

また、児童福祉週間（5 月 5 日 (木) ～ 11 日 (水)）と時期をあわせて取り組む等、地域の状況によって期間の延長等をして構いません。

4

一斉取り組み日

平成 23 年 5 月 15 日 (日)

※全国の単位民児協・市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協での取り組みを全国的に一斉に実施、展開するために設定するものです。それぞれの民児協で実施を計画している取り組みをぜひこの日に展開しましょう。

5

実施主体

単位民生委員児童委員協議会／市区町村民生委員児童委員協議会／
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会／全国民生委員児童委員連合会

6

取り組みのすすめ方について

全国の民生委員・児童委員が一斉に、組織的な PR 活動を展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体等にも民生委員・児童委員とその活動を理解していただくとともに、自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動をより発展させていきましょう。

(1) 単位民児協・市区町村民児協で取り組むにあたって

市区町村行政の公報で民生委員・児童委員活動を紹介してもらうなど、関係機関の協力も得ながら、広く住民の方に民生委員・児童委員の活動等について知っていただき、今後の活動につなげましょう。

(2) 都道府県・指定都市民児協で取り組むにあたって

単位・市区町村民児協が行う PR 活動の支援や、都道府県・指定都市域ならではの独自の PR 活動を展開しましょう。

また、地元マスコミにも PR の協力を要請しましょう。

(3) 全国民生委員児童委員連合会の取り組み

- ①民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言の周知に努めます。
- ②民生委員・児童委員の活動および活動強化週間の取り組みについて、マスコミ等に周知します。
- ③民生委員・児童委員が地域住民向けに使用する PR カードを実費程度でご提供します。
- ④全民児連ホームページで、活動強化週間や民生委員・児童委員活動の PR をします。

(4) PR カードの頒布について

PR カードは、期間中に地域の住民に配布するなど、民生委員・児童委員の紹介等にご活用ください。

※活用方法については、各民児協でアイデアを出し合って、地域の実情に応じた方法をご検討ください。

(5) 一斉取り組み日に行うものについて（例示）

①民生委員・児童委員活動の PR に関する活動

- 民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言の PR
- 地域住民への児童虐待防止の呼びかけの実施を通しての PR
- 全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版に基づいた活動の展開を通しての PR
- 自治体の広報紙を通じての PR
- 市役所・町村役場などの公共施設等での垂れ幕やパネル等を使用した PR
- PR カードなどの配布
- 地元の新聞・テレビ・ラジオを通じての PR
- 市内の大通りでのパレードによる PR

②災害時要援護者支援活動の推進に関する取り組み

- 防災訓練や情報伝達訓練等の開催
- 災害時における助け合い等の啓発活動
- 自治会や自主防災組織等との情報交換や講演会（学習会）等の開催

③その他の活動

- 地域内で人が多く集まる所で、相談を受け付けるコーナーの設置
- 地域内の学校等の訪問や異世代間交流行事の実施を通しての PR
- あいさつ運動の実施



民生委員・児童委員

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」 行動宣言

(抜粋)

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに
貢献します
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し
行動します
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る
取り組みを進めます
4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、
地域社会とのつなぎ役を務めます
5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の
安否確認を行います



※一斉取り組み日に行う活動の内容については、各民児協でアイデアを出し
合って、民生委員・児童委員が一斉に取り組むやすい方法をご検討ください。

注1 「民生委員・児童委員の日」について

全国民生委員児童委員協議会（当時）は、昭和52年（1977年）に、
毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。
これは、大正6年（1917）5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が
公布されたことに由来するものです。